

★環境基準とは

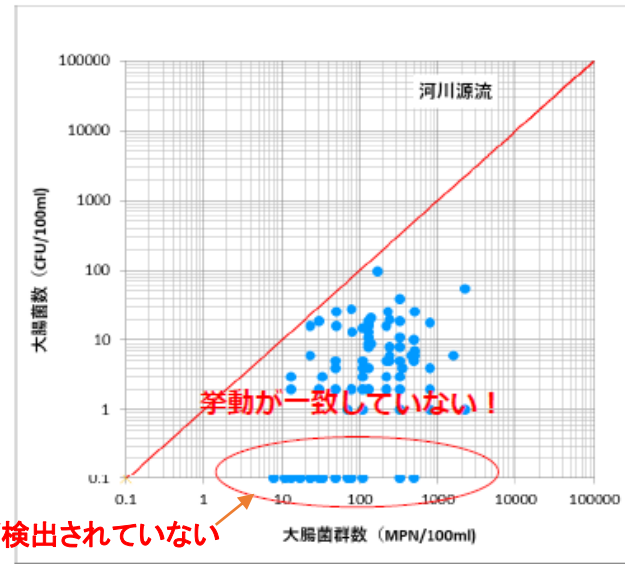
人の健康保護及び生活環境の保全のため、維持されることが望ましい基準として、国が定めるもの(環境基本法第16条)

I 経緯

- S46 ふん便汚染の指標として「大腸菌群数」を採用
 - ・大腸菌群数:大腸菌を含む自然由来の細菌群の数
 - ※大腸菌は当時の培養技術では簡便に検出できず

- H30～ 新たな基準として「大腸菌」の採用の検討
 - ・大腸菌群数はふん便汚染のない水等に分布する自然由来の細菌を含むため、ふん便汚染を的確に捉えていない
 - ・簡便な検出方法が確立

- R3.10 環境基準として大腸菌群数を削除し、「大腸菌数」を追加(R4.4.1施行)



大腸菌数と大腸菌群数の関係【河川】 環境省作成

II 環境基準値

- 基準値は、類型区分ごとに利用目的に基づき設定
- 単位はCFU (コロニー形成単位) /100ml)
- 河川と湖沼で基準適用に違いがある
- 90%値で評価

<河川>

類型	利用目的	基準値 (CFU/100ml以下)
AA	水道1級 自然環境保全	20
	水道1級	100
A	水道2級、水浴	300
B	水道3級	1,000
C~E 類型	—	—

<湖沼>

類型	利用目的	基準値 (CFU/100ml以下)
AA	水道1級 自然環境保全	20
	水道1級	100
A	水道2級、水浴	300
	水道3級	1,000
B	—	—

III 県内水域の設定(案)

- 県が指定する水域32 (河川29水域、湖沼3水域)

類型	対象水域数	利用目的	基準値 (CFU/100ml以下)	対象水域数
AA	河川 2	自然環境保全	20	河川 1 ※1
		水道1級	100	河川 1 ※1
A	河川 15 湖沼 3	水道2級、水浴	300	河川 15 湖沼 2
		水道3級	1,000	湖沼 1 ※2
B	河川 12	水道3級	1,000	河川 12

※1 自然環境保全利用の河川(AA類型)

※2 水道3級利用のある湖沼(A類型)

- ・荒川上流(1)
 - 秩父多摩甲斐国立公園の区域内
- ・赤平川
 - 上流域が県立西秩父自然公園内だが、大部分は自然公園外
 - 自然環境保全利用ではない判断

- ・荒川貯水池(彩湖)

IV 県内の状況

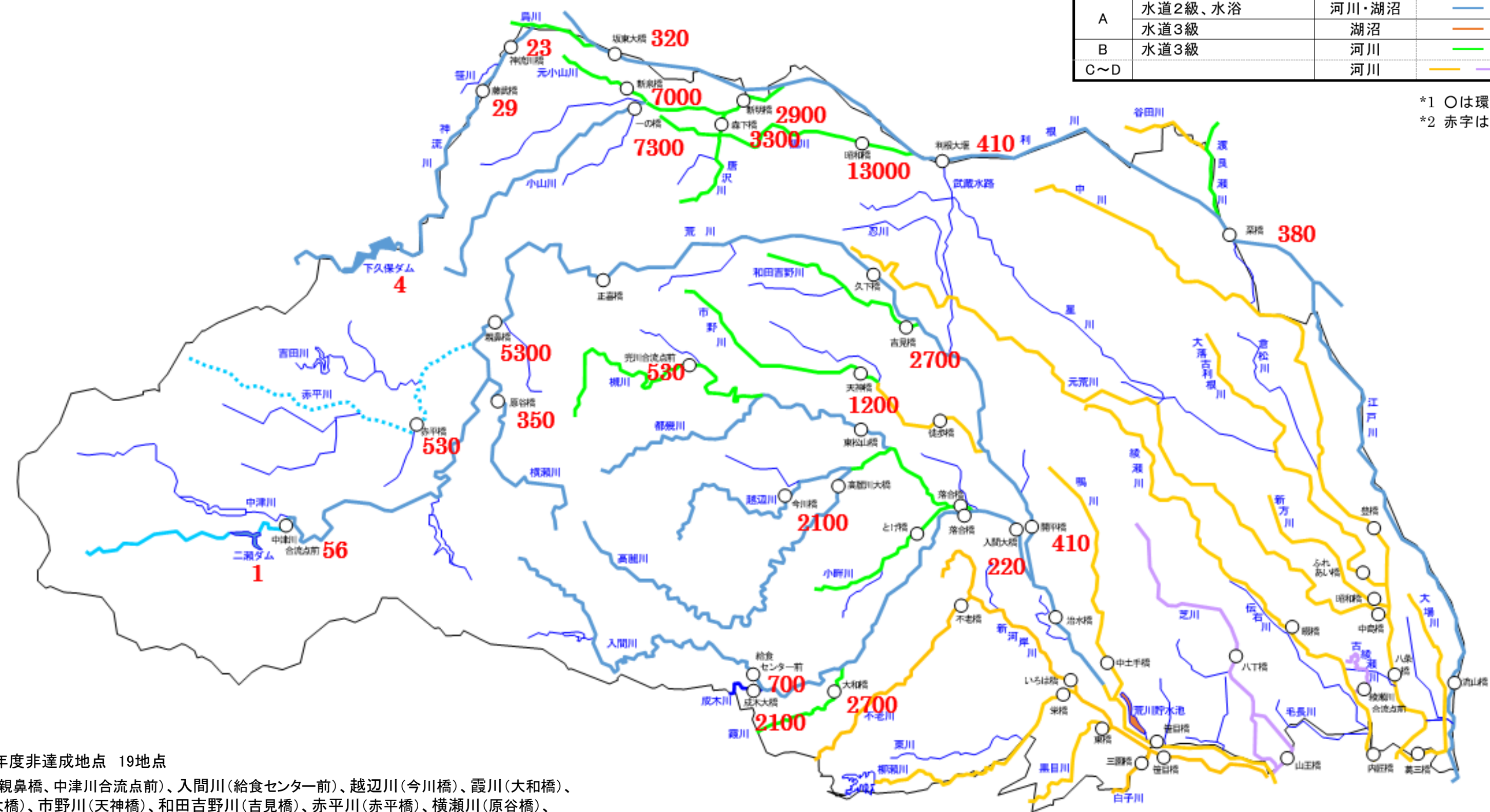
大腸菌数の環境基準値と実測値(参考値)の比較

年度	H30	R1	R2
環境基準値以下の 地点数(a)	11	8	6
測定地点数 (b)	23	17	25
(a/b)	47.8%	47.1%	24.0%

・測定地点は年ごとに異なる。

VI 環境基準値の設定(案)と県内の状況

類型	利用目的	対象	凡例	基準値 (CFU/100ml)
AA	自然環境保全	河川	—	20
	水道1級	河川	100
A	水道2級、水浴	河川・湖沼	—	300
	水道3級	湖沼	—	1000
B	水道3級	河川	—	1000
C~D		河川	—	設定なし



*1 ○は環境基準点
*2 赤字は令和2年度90%値

【参考】令和2年度非達成地点 19地点
 荒川(開平橋、親鼻橋、中津川合流点前)、入間川(給食センター前)、越辺川(今川橋)、霞川(大和橋)、
 成木川(成木大橋)、市野川(天神橋)、和田吉野川(吉見橋)、赤平川(赤平橋)、横瀬川(原谷橋)、
 利根川(栗橋、利根大堰、坂東大橋)、福川(昭和橋)、小山川(新明橋、一の橋)、唐沢川(森下橋)、元小山川(新泉橋)